



「調査分析システムのリプレイス」に係る一般競争入札
(総合評価落札方式)

入札説明書

2023年12月6日

独立行政法人 情報処理推進機構

目 次

I. 入札説明書.....	3
II. 契約書（案）.....	20
III. 仕様書.....	30
IV. 入札資料作成要領及び評価手順.....	48
V. 評価項目一覧.....	61

I. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の請負契約に係る入札公告（2023年12月6日付け公告）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 作業の名称 | 調査分析システムのリプレース |
| (2) 作業内容等 | 別紙仕様書のとおり。 |
| (3) 履行期限 | 別紙仕様書のとおり。 |
| (4) 作業場所 | 別紙仕様書のとおり。 |
| (5) 入札方法 | 落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、
① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6. (4) 提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。
② 上記①の提出書類のうち提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。
③ 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「調査分析システムのリプレース」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。
④ 入札書については③の総価のほか、その内訳として、別紙の項目1. 入札に付する事項に記載の各項目毎の金額も別紙の項目2. 入札時の留意事項に従って記載すること。
⑤ 落札の条件として、④の内訳金額が予定価格の内訳にある各項目毎の各金額以下であることとする。
⑥ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑦ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。 |

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構から契約を解除されている者ではないこと。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、当入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

(2) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札説明会の日時及び場所

- (1) 入札説明会の日時
2023年12月22日（金） 14時00分
- (2) 入札説明会の実施方法
オンラインによる説明会とする。
- (3) 入札説明会の実施方法
入札説明会（オンライン）への参加を希望する場合は、14. (4)の担当部署まで、以下のとおり電子メールにより申し込むこと。
 - ① オンラインによる説明会は会議招待メールを送信する必要があるため、2023年12月20日（水）17時00分までに申し込むこと。
 - ② 電子メールの件名に「【調査分析システムのリプレース】入札説明会申し込み」と明記し、入札説明会に参加する者の所属・氏名及びメールアドレスを記載の上申し込むこと。

5. 入札に関する質問の受付等

- (1) 質問の方法
質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。
- (2) 受付期間
2023年12月25日（月）から2024年1月15日（月） 17時00分まで。
なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。
- (3) 担当部署
14. (4)のとおり

6. 入札書等の提出方法及び提出期限等

- (1) 受付期間
2024年1月18日（木）から2024年1月22日（月）。
持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とする。
- (2) 提出期限
2024年1月22日（月） 17時00分必着。
上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。
- (3) 提出先
14. (4)のとおり。
- (4) 提出書類一覧

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式2	1通
②	入札書・入札内訳書（封緘）	様式3	1通
③	提案書（別紙を含む）	—	5部及び 電子ファイル
④	添付資料（2種類） 「IV.入札資料作成要領及び評価手順」を参照のこと		1部
⑤	補足資料（任意）		5部
⑥	評価項目一覧	—	5部
⑦	令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	—	1通

⑧	提案書受理票	様式 4	1 通
---	--------	------	-----

(5) 提出方法

① 入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（14. (4)の担当者名）を記載するとともに「調査分析システムのリプレース 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（14. (4)の担当者名）を記載し、かつ、「調査分析システムのリプレース 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「調査分析システムのリプレース 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(6) 提出後

① 入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

② ヒアリングを必要に応じて次の日程で実施する。

日時：2024年1月24日（水）10時30分～17時30分の間（1者あたり1時間を予定）

場所：下記7. (2)と同じ

なお、ヒアリング時はプロジェクトマネージャが対応すること。また、担当技術者をヒアリングに同席させること。

7. 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

2024年1月30日（火） 11時00分

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階
独立行政法人情報処理推進機構 会議室A

8. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

10. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

11. 契約書作成の要否 要（Ⅱ. 契約書（案）を参照）

12. 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、当機構が適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

13. 契約者の氏名並びにその所属先の名称及び所在地

〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 理事長 齊藤 裕

14. その他

- (1) 入札者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。
- (3) 落札者は、契約締結時までに入札内訳書の電子データを提出するものとする。
- (4) 入札説明会への参加申込み、仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受付、入札書類の提出先

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス17階
独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター 担当：宇都宮、松浦
TEL：03-5978-7599

E-mail：isec-cc-kobo@ipa.go.jp

なお、直接提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階の当機構総合受付を訪問すること。

- (5) 入札行為に関する照会先
独立行政法人情報処理推進機構 財務部 契約グループ 担当：岡野、井上
TEL：03-5978-7502
E-mail：fa-bid-kt@ipa.go.jp
- (6) 入札にあたり、本システムのハードウェア、ソフトウェアの詳細情報（「資料1：ハードウェア・ソフトウェア詳細」）及び、現行の調査/分析システムの設計ドキュメントの内容を事前に閲覧することができる。閲覧を希望する場合は、代表者印を押印した秘密保持誓約書（別記2）を提出した上で、当機構が用意する閲覧場所において、当機構職員の立会の下に閲覧することができる。閲覧を希望する場合は、閲覧を希望する日の2営業日前17時までに、事前に14.(4)の担当部署へ電子メールで連絡すること。その際、来構者の氏名・所属・連絡先および希望来構時間を送付すること。入構にあたっては事前の申請が必要であるため、連絡がない場合は対応できない場合がある。

なお、閲覧期間は2023年12月11日（月）から2023年12月25日（月）まで（祝・休日を除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）の間とし、1社につき2時間程度までとする。また、閲覧の回数等については、閲覧の状況に応じて調整の可能性がある。

1. 入札に付する事項

No	項目	仕様書該当箇所	数量	納期	納入場所
1	設計・設置・導入に関する業務一式	1.4(3)納入関連 納入物件 ①、②	1式	2024.7.31	1.4(3)納入関連のとおり
2	保守に関する業務 (60か月総額)	1.4(3)納入関連 納入物件 ③	1式 (60か月分)	2029.7.31までの 毎年度の保守終了 後の7営業日以内	1.4(3)納入関連のとおり

2. 入札時の留意事項

入札書には、別紙として次のとおり記載したものを添付すること。

通貨単位：円

No	項目	仕様書該当箇所	数量	税抜価格	納期	納入場所
1	設計・設置・導入に関する業務一式	1.4(3)納入関連 納入物件 ①、②	1式		2024.7.31	1.4(3)納入関連のとおり
2	保守に関する業務 (60か月総額)	1.4(3)納入関連 納入物件 ③	1式 (60か月分)		2029.7.31ま での毎年度の 保守終了後の 7営業日以内	1.4(3)納入関連のとおり
合計			1式			

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(様式 1)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター 担当者殿

質 問 書

「調査分析システムのリプレース」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPA のホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。) また、質問者自身の既得情報 (特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

(様式 2)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名
(又は代理人)

印

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、「調査分析システムのリプレース」の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人(又は復代理人)

所在地

所属・役職名

氏名

使用印鑑



(様式 3)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は代理人、復代理人氏名)

印

入 札 書

入札金額 円 _____

(※ 下記件名に係る費用の総価を記載すること)

件 名 「調査分析システムのリプレース」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札内訳書を添付して入札いたします。

入札内訳書

件名 「調査分析システムのリプレース」

通貨単位：円

No	項目	仕様書該当箇所	数量	税抜価格	納期	納入場所
1	設計・設置・導入に関する業務一式	1.4(3)納入関連 納入物件 ①、②	1式		2024.7.31	1.4(3)納入関連のとおり
2	保守に関する業務 (60か月総額)	1.4(3)納入関連 納入物件 ③	1式 (60か月分)		2029.7.31までの毎年度の 保守終了後の 7営業日以内	1.4(3)納入関連のとおり
合計			1式			

(様式 4)

提案書受理票 (控)

提案書受理番号
件名：「調査分析システムのリプレース」

【入札者記載欄】

提出年月日：	年	月	日
法人名：			
所在地：	〒		
担当者：	所属・役職名		
	氏名		
	TEL		FAX
	E-Mail		

【IPA担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	委任状 (委任する場合)	1通		②	入札書・入札内訳書 (封緘)	1通	
③	提案書 (別紙を含む)	5部		③	提案書 (電子ファイル)	1部	
④	添付資料 (2種類)	1部		⑤	補足資料 (任意)	5部	
⑥	評価項目一覧	5部		⑦	資格審査結果通知書の写し	1通	
⑧	提案書受理票	(本紙)					

----- 切り取り -----

提案書受理番号

提案書受理票

年 月 日

件名 「調査分析システムのリプレース」

法人名 (入札者が記載) :

担当者名 (入札者が記載) : 殿

貴殿から提出された標記提案書を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター

担当者名 : (印)

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

(趣 旨)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。
2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

(入札書の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(郵便等入札)

第7条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。
2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

(条件付きの入札)

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札の取り止め等)

第 10 条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第 11 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満すことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記 1）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第 12 条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第 13 条 工事その他の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第 26 条の 3 第 1 項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第 14 条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。

- (1) 最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者
- (2) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

(再度入札)

- 第 15 条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

- 第 16 条 落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第 12 条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

- 第 17 条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書に使用する言語及び通貨)

- 第 18 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

- 第 19 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別記2)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

秘密保持誓約書

当社は、「調査分析システムのリプレース」に係る一般競争入札（以下「本入札」と言う）に関する手続において、貴機構から閲覧を許可された情報のうち、公知の情報以外（以下「秘密情報」と言う）の取扱いに関しては、下記の事項を厳守することを、ここに誓約致します。

記

1. 秘密情報を本入札に係る役職員以外の者に対して開示又は漏洩致しません。
2. 秘密情報は本入札のためのみに利用致します。
3. 当社が秘密情報を外部に開示又は漏洩したことにより、貴機構が損害を被った場合には、損害賠償等について真摯に対応致します。

以上

(住所)
(会社名)
(代表役職及び氏名)

印

(参 考)

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

Ⅱ. 契約書 (案)

〇〇〇〇情財第〇〇号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「調査分析システムのリプレース」に関する請負契約を締結する。

(契約の目的)

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書及び提案書記載の「調査分析システムのリプレース」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約及び関係法令の定めに従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによるのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

(再請負の制限)

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(納入物件及び納入期限)

第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。契約金額の内訳は以下のとおりとする。

納入内訳	契約金額内訳
設計に関する業務（中間納入） （契約締結日～2024年3月22日）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）
設置・導入に関する業務（最終納入） （2024年4月1日～2024年7月31日）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）
保守に関する業務（2024年8月1日～ 2025年3月31日）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）
保守に関する業務（2025年4月1日～ 2026年3月31日）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）
保守に関する業務（2026年4月1日～ 2027年3月31日）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）
保守に関する業務（2027年4月1日～ 2028年3月31日）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）
保守に関する業務（2028年4月1日～ 2029年3月31日）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）

保守に関する業務（2029年4月1日～
2029年7月31日）

〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）

（権利義務の譲渡）

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）

第8条 甲は、各々の納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙仕様書及び提案書に基づき検査を行い、同仕様書及び提案書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

2 各々の納入物件について、前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 請負業務は、保守に関する業務（2029年4月1日～2029年7月31日）の納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。

4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

（契約不適合責任）

第9条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に各々の納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書及び提案書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。

一 修補等が不能であるとき。

二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。

5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

（対価の支払及び遅延利息）

第10条 甲は、第8条第2項の規定による検査の合格又は第8条第3項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。
- 3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

(遅延損害金)

- 第11条 各々の納入物件について、天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

- 第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。
- 一 仕様書及び提案書その他契約条件の変更(乙に帰責事由ある場合を除く。)
 - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
 - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
 - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。
- 2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。
 - 3 本案件において、2024(令和6)年度以降の予算措置等がなされない場合には、当該年度に係る本契約は取り止めることとする。なお、当該年度における業務は、予算が成立後(年度内成立の場合は4月1日)に実施するものとする。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、第9条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第4号乃至第6号の場合は催告を要しない。
- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
 - 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
 - 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)を乙に請求することができる。
 - 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がそのを超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、

第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。

- 2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

- 2 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。
- 3 乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明すること。
- 4 乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、甲の確認を必ず受けること。
- 5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。
- 7 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
- 8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 9 乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、本契約の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。
- 10 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 11 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

第 17 条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 3 項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。

- 2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する

移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む。)、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。

- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第 28 条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第 18 条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権(公告、公開中のものを含む。)を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。

- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合(私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。)、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- 3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版(以下「公表等」という。)することができる。

- 2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。
- 3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
- 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
- 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第 20 条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき

三 本契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
 - 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
 - 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
 - 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定す違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
 - 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

- 2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ. 仕様書

「調査分析システムのリプレース」

(仕 様 書)

独立行政法人**情報処理推進機構**

1. はじめに
 1. 1 本システムの目的
 1. 2 用語の定義
 1. 3 対象業務の概要
 1. 4 作業内容・納入物件
2. システムの要件
 2. 1 システムの概要(及び対象業務要件)
 2. 2 情報システムの機能等に関する要件
 2. 3 設計に係る要件
 2. 4 稼働環境等要件
 2. 5 全体構成
 2. 6 規模・性能要件
3. 作業及び作業環境等に係る要件
4. システム試験
5. 作業の体制及び方法
 5. 1 プロジェクトの体制等
 5. 2 プロジェクト管理等
6. 保守要件
7. 条件等(再委託に係る要件)

<仕様書案>

1. はじめに

1. 1 本システムの目的

独立行政法人情報処理推進機構（略称：IPA、以下「当機構」という。）では、2011年10月に「標的型サイバー攻撃の特別相談窓口」を設置し、2014年7月には「サイバーレスキュー隊(以下「J-CRAT」という。）」を発足するなど、標的型攻撃の被害の低減を目的とした活動を行っている。

J-CRATでは、マルウェアやネットワークセキュリティアプライアンスなどの各種ログの解析を行うため、2015年10月に当機構の基幹ネットワークから独立した専用の業務環境（以下、「調査/分析システム」という。）を導入している。

調査/分析システムは、マルウェアなどのログ解析を行うため、強固なセキュリティレベルを実現したシステムとする必要がある一方で、マルウェア解析業務などを行う環境であるため、一般に危険と判断されるマルウェアなどを安全に取り扱えることが求められている。

昨今、社会情勢が不安定となる中、標的型攻撃は、件数が増加するとともに攻撃手法の多様化しており、マルウェアなどのログ解析の重要性は高まっている。しかし、調査/分析システムの導入から8年が経過し、保守性、可用性が懸念される。

これらの状況に鑑み、調査/分析システムのリプレースを通して、安定的にマルウェアやネットワークセキュリティアプライアンスなどの各種ログの解析を行うことができる環境を整備していく必要がある。

1. 2 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義は、以下の通りである。

用語	定義
調査/分析システム	標的型攻撃に対応する活動として、マルウェアやネットワークセキュリティアプライアンスなどの各種ログの解析を行うためのインフラネットワークシステムのこと。
休日	行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に掲げる日。
SBD マニュアル	Security By Design マニュアル。「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」（内閣官房情報セキュリティセンター）のこと。

1. 3 対象業務の概要

J-CRATでは、標的型攻撃の被害に対応する活動として、マルウェアやネットワークセキュリティアプライアンスなどの各種ログの解析を調査/分析システムを用いて行っている。

上記の活動を行う調査/分析システムでは、一般に危険と判断されるマルウェアなどを安全に取り扱えることが求められるため、「調査環境」「分析・解析環境」「外部連携環境」の3つの環境に分離し、情報収集及び調査、分析を行っている。各環境における業務概要を以下に示す。

(1) 調査環境における業務概要

調査環境では、インターネット上の公開情報から標的型サイバー攻撃やマルウェア検体に関する情報の収集及び調査を実施する。

(2) 分析・解析環境における業務概要

分析・解析環境では、外部組織や個人から提供された、あるいは、当機構で収集した標的型サイバー攻撃やマルウェア検体、各種ログに関する情報などの分析及び解析を実施する。また、それらの情報をファイルサーバに保管する。

(3) 外部連携環境における業務概要

外部連携環境では、外部組織とネットワークを通して相互に接続し、当該機関との連携を実施する。外部組織にある解析システムを利用し、マルウェア検体の分析の実施や外部連携情報の可視化などを行う。

なお、本調達は、これらの作業を安全面や運用の効率化、端末の性能面の観点から、当機構の基幹ネットワークから独立した専用の業務環境である調査/分析システムをリプレースするものである。

1. 4 作業内容・納入物件

本作業の範囲は以下の通りとする。

(1) 作業範囲

- ① プロジェクト管理・課題管理
- ② ハードウェア及びソフトウェアの調達
- ③ 要件定義
- ④ 基本設計
- ⑤ 詳細設計
- ⑥ システム構築
- ⑦ テスト項目作成および実施（単体テスト、結合テスト、総合テスト等）
- ⑧ 受入テスト支援
- ⑨ マニュアル作成
- ⑩ 本番環境へのリリース（移行計画・移行作業を含む）

(2) 作業内容

- ① プロジェクト管理・課題管理
プロジェクト推進における管理作業全般を行う。プロジェクト全体で発生した課題の抽出と整理を含めた管理を行う。また、課題解決の提言を含めて、1回/週を目安に報告を行うこと。
- ② ハードウェア及びソフトウェアの調達
後述する新規ハードウェア及びソフトウェアの調達と IPA が指示する環境(東京都区内)への設置作業を実施する。
- ③ 要件定義
本仕様書を基にシステムの具体的な機能要件を定義し、要件定義書としてまとめる。
- ④ 基本設計
要件定義を基に、システム全体の概要、機能構成、機能の概要設計、機能間インターフェース設計、移行設計などを行う。基本設計の結果を基本設計書としてまとめる。
- ⑤ 詳細設計
基本設計を基に、ネットワーク構成(物理構成、論理構成)、設定パラメータの設計を行う。詳細設計の結果を詳細設計書としてまとめる。
- ⑥ システム構築
詳細設計を基に、システム構築(上述②で調達した機器の設置・調整を含む)を行う。
- ⑦ テスト項目作成および実施（単体テスト、結合テスト、総合テスト等）
設計した内容が正しく構築されていることを検証するためのテスト項目をテスト仕様書として作成する。作成したテスト仕様書を基に、テストを実施し、実施結果をテスト結果報告書としてまとめる。
- ⑧ 受入テスト支援
当機構が実施する受入テストの支援を実施する。
- ⑨ マニュアル作成
システムを運用する当機構職員のためのマニュアルを作成する。

⑩ 本番環境へのリリース（移行計画・移行作業を含む）

完成したハードウェア及びソフトウェアを本番稼働環境に設置し、使用可能な状態にする。その際、現行システム上のデータについては、原則新システム上に移行すること。

移行作業については、基本設計時等に移行設計を実施し、移行作業の計画・設計を行うこと。

(3) 納入関連

本作業は2か年にまたがることから、年度毎に納入を行う事とする。中間納入、最終納品に係る期限及び納入物件は以下の通りとする。なお、PMBOK等に従い、必要なドキュメント類を提案した上で、当機構の承認を得ることにより代替することができるものとする。ただし、ドキュメントを代替した場合においてもプロジェクト進行及び品質等において支障をきたしてはならない。また、運用開始後のハードウェア及びソフトウェアの保守については、毎年度の保守終了後の7営業日以内に業務完了報告書を提出すること。

納入期限：

- ① 中間納入期限（設計に関する業務）：2024年3月22日（金）
- ② 最終納入期限（設置・導入に関する業務）：2024年7月31日（水）
- ③ 保守納入期限（保守に関する業務）
 - ・初年度（2024年8月1日～2025年3月31日）：2025年4月9日（水）
 - ・2年目（2025年4月1日～2026年3月31日）：2026年4月9日（木）
 - ・3年目（2026年4月1日～2027年3月31日）：2027年4月9日（金）
 - ・4年目（2027年4月1日～2028年3月31日）：2028年4月11日（火）
 - ・5年目（2028年4月1日～2029年3月31日）：2029年4月10日（火）
 - ・6年目（2029年4月1日～2029年7月31日）：2029年8月9日（木）

納入場所：東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス
独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター

納入物件：

- ① 中間納入（設計に関する業務）：2024年3月22日（金）
 - a) プロジェクト管理資料 一式
 - b) プロジェクト計画書（中間版） 一式
 - c) 要件定義書（中間版） 一式
 - d) 基本設計書（中間版） 一式
- ② 最終納入（設置・導入に関する業務）：2024年7月31日（水）
 - a) プロジェクト計画書（最終版） 一式
 - b) 要件定義書（最終版） 一式
 - c) 基本設計書（最終版） 一式
 - d) 詳細設計書 一式
 - e) テスト仕様書、結果報告書 一式
 - f) マニュアル（ユーザ向け） 一式
 - g) 移行計画書、移行結果報告書 一式
 - h) ハードウェア及びソフトウェア 一式

補足：a)～h)のドキュメント類

- ・電子媒体（DVD-Rなど）1部を当機構に納入すること。
 - ・形式などについては当機構が指定する様式とすること。
 - ・日本語で作成し、図表などについては、本文中に挿入すること（ただし、固有名詞や文献参照などに外国語表記を用いてもよい）。
- また、図表などについては、全て編集可能であること（例えば、作図ツールなどを用いて作成した図について、ビットマップ化したものを文章中に挿入した場合は、その元ファイルを併せて納入すること）。

- ・成果物以外のドキュメント(議事録、課題管理表など)についても、適宜、当機構に提出すること。

③ 保守 (保守に関する業務)

a) 業務完了報告書

一式

(4) 検収条件

検収では、本仕様に示す要件を満たすに十分か否かを判断し、確認を行う。

(5) 納入に関する補足

- ① 物件の納品費用については、契約金額に含むこと。
- ② 納入するハードウェアは新品であること。また、該当する物品がある場合は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条第1項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。
- ③ ハードウェア納入時、以下の注意事項を遵守すること。
 - a) 都道437号線(不忍通り)側の車入口から地下駐車場に進むこと。
 - b) 地下駐車場を利用する場合の条件は、以下のとおりである。
 - ・車両2トントラックのロングボディ、高さ2.8m以下に限る。
 - ・駐車料金200円/30分
 - c) 納品時にエレベータを使用する際は、荷物用エレベータを使用すること。
 - d) 当機構担当者から指示があった場合は、建物内の床面及び壁に養生を施すこと。
 - e) 納品作業に従事する者の所属や氏名等の情報について、当機構担当者が指定する日時までに報告すること。
 - f) 請負者が立ち会うこと。
 - g) 上記(a)～(f)に対応できない場合は、当機構担当者に直ちに連絡し、納品方法について協議すること。

2. システムの要件

2.1 システムの概要(及び対象業務要件)

「1.3 対象業務の概要」に記載の通り、調査/分析システムでは、一般に危険と判断されるマルウェアなどを安全に取り扱えることが求められるため、「調査環境」「分析・解析環境」「外部連携環境」の3つの環境に分離し、情報収集及び調査、分析を行っている。

本件は、現行の調査/分析システムをベースとし、原則機能は変更せず、安定した最新のOSバージョン、ミドルウェアに対応できるような機器の調達、設計、構築を行う。

また、併せて、更なる業務の効率化を実現するため、運用の効率化・最適化とデスクトップPCを含む性能向上を本調達にて実現することを目的とする。

2.2 情報システムの機能等に関する要件

本件は、要求するセキュリティ要件が、ハードウェア及びソフトウェアの組み合わせにより実現されるものであるため、調査/分析システムの構築に係る作業及び機器調達を行うものである。

LAN配線については、事業者が納品したサーバラック内の機器に関するLAN配線は事業者が実施することとする。それ以外のLAN配線については当機構側で行うものとする。

(1) 機能要件

現行システムをベースとして、各環境において、以下の要件を満たすこと。

① 調査環境

- ・当機構の基幹ネットワーク、本システムの分析・解析環境、外部連携環境から独立したネットワークとし、既設の一般プロバイダ回線(動的IPアドレス)経由でインターネットに接続できること。
- ・インターネット環境において、マルウェア検体をダウンロードできること。

- ・インターネット上にあるセキュリティインシデント情報を収集できること。
- ・指定した条件（プロトコル、ファイル形式等）に該当するパケットが通過した際、アラートをあげることができること。
- ・不正アクセスおよび許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。
- ・不正アクセスや不正侵入を検知する機能を備えること。

② 分析・解析環境

- ・当機構の基幹ネットワーク、本システムの調査環境及び外部連携環境から独立したクラウドネットワークであること。
- ・提供された（収集した）不審メール、不審ファイル、マルウェア、ネットワークセキュリティアプライアンスなどの各種ログ情報などを分析・解析及び保管できること。

③ 外部連携環境

- ・当機構の基幹ネットワーク、本システムの調査環境及び分析・解析環境から独立したネットワークとし、既設回線経由でインターネットに接続できること。
- ・外部組織と容易に連携できるようにすること。
- ・不正アクセスおよび許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。
- ・不正アクセスや不正侵入を検知する機能を備えること。

2. 3 設計に係る要件

(1) 設計方針に関する要件

「2. 2 情報システムの機能等に関する要件」に記述されている要件を満たす設計を行うこと。基本設計／詳細設計では、基本項目／詳細項目を記載した設計書を作成し、当機構の承認を得ること。また、下記の要件についても考慮し設計を行うこと。

① 共通項目

a) 環境

- ・現行システムで実施できる操作が実現できること。
- ・現行システムと同等程度のウイルス対策及びセキュリティ対策を実施すること。
- ・調査環境、分析・解析環境、外部連携環境の3つの環境は、それぞれ物理的に独立したネットワーク構成とすること。また、それぞれの環境について、十分なセキュリティ機能・アーキテクチャを有すること。
- ・3つの環境それぞれで、セキュリティ上必要なネットワークログとサーバログをログ収集サーバで取得できること。
- ・システム内の各機器に対しては、正当な利用者のみアクセスを許可し、無許可の利用者のアクセスを禁止すること。
- ・アクセス権を的確に管理するため、利用者が使用するアカウント（識別コード、認証情報など）を管理する機能を備えること。
- ・システムを構成するハードウェアやソフトウェアの構成を設計書に記載すること。
- ・サーバ、無停電電源装置（UPS）の管理用の端末を別途準備し、構築すること。ただし、管理用通信は業務通信に影響を与えない構成とすること。また、管理対象機器は管理用端末から原則WEB GUIから操作・管理を可能とするように設計すること。

b) サーバ

- ・外部からの不正アクセスなどのネットワークログをログ収集サーバで一元管理できること。
- ・各サーバでの利用記録、例外的事例の発生に関する証跡を蓄積すること。
- ・ログを取る上で時刻同期させること。なお、分析・解析環境については、インターネット接続できないため、環境内の機器の時刻を同期させること。
- ・ウイルス等の感染を防止する機能を備えること。また、新たに発見されるマルウェアに対応するために機能の更新が可能であること。

- ・各サーバの不要なサービスプロセスを停止させること。
- ・不要なユーザーアカウントは削除すること。

c) **ファイルサーバ**

- ・ボリューム設計し、ファイルサーバのサイジングを行うこと。
- ・セグメントは物理的に分離すること。
- ・データのレプリカ（4世代以上）を作成すること。
- ・バックアップ／リストア設計を実施すること。
- ・筐体ごとに別筐体にバックアップが取得できること。
- ・データのバックアップ及びレプリカを自動運用で取得できること。
- ・アクセス制御機能を有すること。
- ・ファイルサーバ上の情報が漏洩しない対策を講じること。

d) **デスクトップ PC**

- ・業務上、オープンソースの Linux ディストリビューション「Ubuntu22.04」を利用するため、「xubuntu 22」を現行システムと同様に動作させることができること。
- ・ハイパーバイザー上から現行システムと同等の操作が可能であること。
- ・ウイルスなどの感染を防止する機能を備えること。
また、新たに発見されるマルウェアに対応するために機能の更新が可能であること。
- ・ログを取る上で時刻同期させること。

e) **スイッチングハブ**

- ・スイッチングハブで不要なポートは閉塞させること。
- ・L3 スイッチで不正なアクセスをフィルタすること。

② **調査環境、外部連携環境**

a) **環境**

- ・外部と通信するための専用の DMZ セグメントを設けること。
- ・ネットワークセキュリティアプライアンスを設置すること。
- ・マルウェア検知、不正アクセス検知ができること。
- ・DMZ のサーバにて、パケットを収集し、リアルタイムでモニターできることとする。

b) **サーバ**

- ・proxy サーバを構築すること。
- ・WEB GUI から操作・管理を可能とするように設計すること。

c) **デスクトップ PC**

- ・proxy サーバ経由でインターネットへアクセスが可能であること。

d) **ネットワークセキュリティアプライアンス**

以下の要件を満たす設計をすること。

- ・未知のマルウェアをサンドボックス環境で動作確認できること。
- ・未知のマルウェアを検知し、対策シグネチャを自動生成・配布すること。
- ・全通信に対してチューニング不要でアプリケーションを識別すること。
なお、アプリケーションを識別する際は、使用されているポート、プロトコル、セキュリティの回避技術、暗号化に関わらず、アプリケーションを識別できること。
- ・リアルタイムにアプリケーションを可視化すること。
- ・未知のアプリケーションを識別すること。
- ・ポート及びアプリケーションをもとに、許可・拒否・スケジュール・検査・帯域制限の適用といったセキュリティポリシーを設定できること。
- ・現行のネットワークアプライアンスと同様の機能を実現できること。
また、現行のネットワークアプライアンスの設定を原則引き継ぐこと。

③ 分析・解析環境

a) 環境

- ・PCのソフトウェア構成（物理環境及び仮想環境）を自動構成し、動的に変更できるように設計すること。

(2) 信頼性要件

- ・現行システムと同等の可用性を維持すること。
- ・ファイルサーバについては、バックアップ及びデータのレプリカ（4世代以上）を取得すること。

(3) 拡張性要件

- ・現行システムと同等の拡張性を維持すること。

(4) 上位互換性要件

- ・OS、ミドルウェアについては、原則、最新バージョンを導入すること。

(5) システム中立性要件

- ・設計書やマニュアル等のドキュメント類が、第三者にも分かりやすく作成されること。

(6) 事業継続性要件

- ・現行システムと同等の事業継続性を維持すること。

(7) 権限管理要件

- ・デスクトップPC及びOSについて、ユーザ毎に権限を付与しアクセス制御できること。
また、サーバやネットワーク機器について管理者向けに権限を付与すること。
- ・不要なユーザーアカウントは削除すること。
- ・利用目的に応じて与えられる権限は必要最小限にすること。

(8) 情報セキュリティ対策

下記に記載する「セキュリティ対策方針」及び「機密保持」の内容を準拠すること。

① セキュリティ対策方針

- ・本システムは、マルウェアを取り扱う環境である一方で、外部組織や個人から提供された機微な情報を取り扱う環境や外部組織とのシステム連携を行う環境でもあることから、情報に対する不正アクセス、情報漏えい及び改ざんを防止するため、機密性、完全性及び可用性の観点で、かつ、マルウェアの感染から防御することも踏まえた対策を実施すること。
- ・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版）」を遵守すること。
- ・導入したシステムについて、ウイルス等感染防止の対策を行うこと。定期的にウイルス対策ソフトの更新が行えること。
- ・各機器及びOSに対するアクセス証跡やネットワーク接続のログを取得すること。
取得した証跡及びログを少なくとも3年間保管し、必要に応じて参照を可能とすること。
- ・現在の技術で実現可能な対策を具体的な方法で行うこと。請負者の責任範囲にある作業及び物品に対して、請負者の責任において十分なセキュリティ対策を施した上で、国際規格等に基づく認証製品の活用など当機構の指示も踏まえたセキュリティ対策を行い、マルウェアやネットワークセキュリティアプライアンスなどの各種ログの解析を行う業務の遂行に適した柔軟なセキュリティレベルを維持すること。
- ・構築作業及びシステムに影響を及ぼす可能性がある他の作業、物品及びシステムに対し、事前に予測できる範囲内で適切なセキュリティ対策を行うこと。
- ・セキュリティ要件を定義するにあたり内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が公開しているSBDマニュアルに準拠すること。
- ・第三者によるセキュリティ診断を実施し、結果について当機構の承認を得ること。

② 機密保持

本仕様書により行う請負者の作業等に関して、当機構が提供する情報及び資料は、公開されているものを除き、第三者に開示、漏えい又は他の目的に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

(9) 移行要件

- ・移行設計（移行対象となるデータの整理及び移行方法、移行対象可否の決定支援）を行うこと。
- ・移行前後において、現行システムの稼働を維持できる移行方法を検討し、安全な移行を実現すること。
- ・移行対象範囲は原則調査/分析システムで利用しているものすべてを対象とすること。
- ・既存のラックを活用し移設を行うこと。なお、ラックの新設は行わないこと。
- ・現行システムは運用中であるため、長時間のシステム停止は原則実施しないこと。

(10) 運用のためのドキュメントに関する要件

① マニュアル等ドキュメントの作成

- ・当機構の管理者及び利用者向けのマニュアルを作成すること。
- ・本システムにおけるデータの取り扱いについて、各環境のデータ移動は専用 USB メモリの使用を想定し、運用マニュアルを作成すること。また、運用マニュアルの作成にあたっては、現在の業務をヒアリングした上で、その内容を反映させること。単なる操作方法来に留まらず、セキュリティ担保のために行うべき/禁止すべき事項を可能な限り網羅すること。

② 説明

- ・作成したマニュアルを基に、当機構の管理者及び利用者向けに説明を行うこと。
なお、説明実施時期に関しては各運用が開始されるまでに実施すること。

2. 4 稼働環境等要件

(1) デスクトップ PC における稼働要件

- ・デスクトップ PC1 において、「xubuntu 22 もしくは Ubuntu 22.04」を現行システムと同様に動作させることができること。
- ・ハイパーバイザーを構築できること。
- ・ハイパーバイザー上から現行システムと同等の操作が可能であること。

(2) 設置環境に関する要件

① 設置条件

- ・ハードウェアの設置場所については、当機構担当者の指示に従うこと。
- ・機器の搬入経路及び荷物エレベータ等は確保されている。
- ・導入する機器類は、合計 2 式のサーバラックに収めること。なお、8U は当機構の機器を設置するため、使用できない。また、設置場所の設計床荷重は 500kg/m²である。
- ・ラックの新設は行わず、既存の 42U ラックを活用すること。
- ・ネットワークの配線工事は本調達に含まないものとする。そのため、機器設置の際は、既設回線を使用し、疎通確認を行うこと。

② 設置場所

a) 執務室

執務室には、本調達のデスクトップ PC を設置する。執務室のデスクには、当機構の基幹ネットワークに接続されている業務用 PC(以下、IPA 端末という。)1 式及び IPA 端末用ディスプレイ 1 台が設置されており、本調達の PC とあわせて、合計 3 式の PC 及び 3 台のディスプレイがそれぞれ各デスクに設置される。以下の内容を考慮し、設置すること。

- ・本調達のデスクトップ PC は、各デスクの下にそれぞれ 1 式ずつ設置すること。
- ・ディスプレイは、デスクに設置されているモニターアームにそれぞれ 1 台ずつ接続すること。なお、デスクは横幅 1475mm であり、横幅 544mm の IPA 端末用ディスプ

レイが1台接続済みである。

b) サーバ室

上記以外のハードウェアは原則全て合計2式のサーバラックに搭載し、設置すること。

③ 電源条件

- ・導入するハードウェアについては、100V 電源で稼働すること。

④ 設置場所

機器の設置温湿度条件として、以下の環境で動作を保証すること。

- ・周囲温度 10-32 度
- ・相対湿度 20-80 %

2. 5 全体構成

「調査環境」「分析・解析環境」「外部連携環境」の3つの環境を構築するために必要なハードウェア、ソフトウェアを導入する。ハードウェア・ソフトウェアの具体的な要件は、「資料1：ハードウェア・ソフトウェア詳細（以下、資料1という。）」に記載されており、その要件を満たすようにハードウェア・ソフトウェアの導入等を行うこと。

なお、本システムの目的を鑑みて本仕様及び資料1に含まれない仕様を追加で提案する場合、あるいは、本仕様及び資料1と異なる構成を提案する場合は、本仕様及び資料1で示す要件を満たす構成と同等以上の機能・性能がシステム全体で担保出来ることを示すこと。

3. 作業及び作業環境等に係る要件

(1) 作業に関する計画

- ・既存システムのサービスや業務運用に可能な限り支障を来さないよう配慮した上で、導入作業に関する計画を十分な時間的余裕を持って立案すること。
- ・計画の実行に当たっては、当機構側の承認を得てから作業を行うこと。

(2) 設置・導入作業の実施に関する要件

本調達の請負者は、当機構の指示する納入場所等へ調達物品を搬入し、設置を最終納入期限までに行うこと。

(ア) サーバ1、サーバ2

- ・サーバラックに取り付け後、必要な接続を行い、稼働できる状態にすること。
- ・OSをインストールすること。
なお、設計は「2. システムの要件」の通りとする。
- ・無停電電源装置（UPS）から電源を供給すること。

(イ) ファイルサーバ

- ・サーバラックに取り付け後、必要な接続を行い、稼働できる状態にすること。
なお、設計は「2. システムの要件」の通りとする。
- ・ボリューム設定、ファイルサーバ管理ソフトウェア設定、ホスト接続確認、ファイルシステムのバックアップ及びリストア設定を行うこと。
- ・無停電電源装置（UPS）から電源を供給すること。

(ウ) デスクトップPC

- ・機器搬入については、当機構の指示に従い、作業を行うこと。
- ・ホストOS及びハイパーバイザーをインストールすること。
なお、設計は「2. システムの要件」の通りとする。
- ・デスクトップPC1について、「xubuntu 22もしくはUbuntu 22.04」の動作検証を導入前に実施し、動作確認を行うこと。

(エ) ネットワークアプライアンス

- ・機器の取り付けについては、当機構の指示に従い、作業を行うこと。
- ・必要な接続を行い、稼働できる状態にすること。なお、設計は「2. システムの要件」の通りとする。
- ・マルウェアやネットワークセキュリティアプライアンスなどの各種ログの解析を行う業務の遂行に適した柔軟なセキュリティレベル設定を行うと共に、納入期限の前に2週間の検証期間を設け、その結果を踏まえたチューニングを施すこと。
- ・無停電電源装置（UPS）から電源を供給すること。

(オ) スイッチングハブ

- ・機器の取り付けについては、当機構の指示に従い、作業を行うこと。
- ・必要な接続を行い、稼働できる状態にすること。なお、設計は「2. システムの要件」の通りとする。
- ・サーバラック内に設置するスイッチングハブは、無停電電源装置（UPS）から電源を供給すること。

(カ) コンソール端末

- ・サーバラックに取り付け後、必要な接続を行い、稼働できる状態にすること。

(3) 作業環境に係る要件

- ・構築、テスト等に係る作業については、請負者が用意する場所にて実施すること。
- ・構築、テスト等に必要な機器などは、請負者が用意すること。
- ・開発（構築）、テスト等に使用する機器などについては、ウイルス対策、脆弱性対策など、十分なセキュリティ対策が実施されていること。
- ・機構内での既存サービスに影響のない作業は、原則平日日中の対応となる。
なお、サーバールームの作業スペースは限られており、機器搬入時を除き原則少人数による作業に限られることに留意すること。

4. システム試験

「2. システムの要件」に基づき、設計・構築した環境に対して、本番利用前に設計書で定義した機能などが有効であることを実証するために適切なテストを行い、不具合等が発見された場合は、本番利用前に対応を行うこと。

- (1) テスト計画を立案し、当機構の承認を得ること。テスト計画では、機能、性能、セキュリティ面を含めて十分な確認ができるテストを計画すること。
- (2) 以下のテストを実施すること。
 - ・単体テスト
 - ・結合テスト
 - ・総合テスト
- (3) テストが問題なく終了したことを記録したテスト結果報告書を作成し、当機構の承認を得ること。
- (4) 第三者によるセキュリティ診断を実施し、結果について当機構の承認を得ること。
- (5) テストは、当機構と合意をとったテスト計画に従い、実施すること。
- (6) 総合テストの終了後、本番移行データをもとに動作検証を実施すること。

5. 作業の体制及び方法

5. 1 プロジェクトの体制等

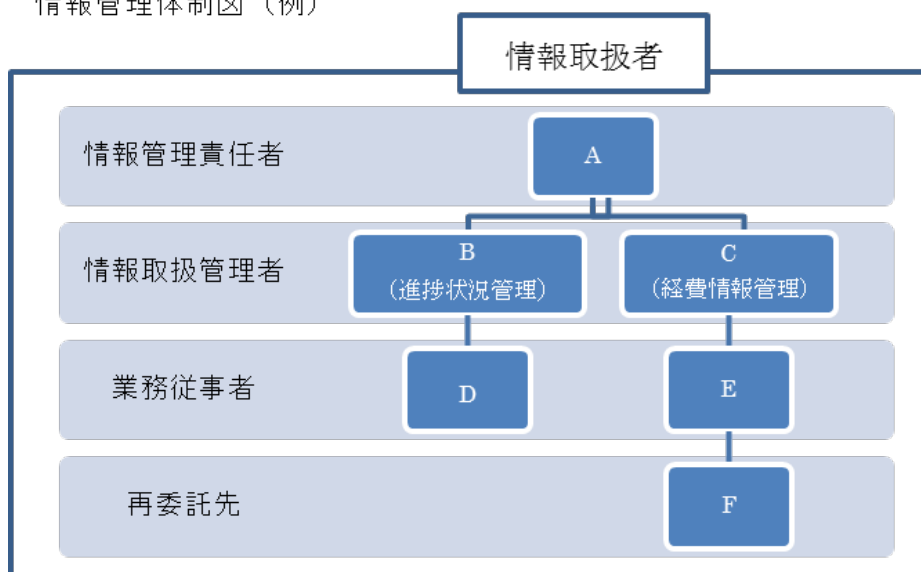
- (1) 本プロジェクトの責任者として、プロジェクトマネージャ（PM）及びプロジェクトマネジメントオフィス（PMO）を配置すること。
PMもしくはPMOは、システムの開発・運用・管理に関する経験を5年以上有する者とする。
- (2) 本プロジェクトを円滑に実施するために最適な体制を定義すること。
特に以下の点について、留意すること。
 - ・各自の役割及び責任範囲を定義すること。

- ・再請負先がある場合はそれらを含むこと。
 - ・連絡体制が明確であること。
- (3) 本プロジェクトを要員には以下の知識／経験を持つメンバーが含まれていること。
- ・本システムの構築経験を持つもの。もしくは、同程度のシステムの構築経験が10件以上あること。
 - ・セキュリティシステムの構築、開発経験があり、セキュリティに関する十分な知識を有するプロジェクトメンバーが体制に含まれること。
 - ・ネットワークの構築経験があり、ネットワークに関する十分な知識を有するプロジェクトメンバーが体制に含まれること。
 - ・日本語の会話、及び読み書きが可能で、当機構メンバーと十分な意思疎通が図れること。
- (4) 情報管理体制について、以下に記載する事項を遵守すること。
- (ア) 請負者は、本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、IPA に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当部門の合意を得ること。（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

【確保すべき履行体制】

- ・ 契約を履行する一環として契約相手方が収集、管理、作成等した一切の情報が、IPA が保護を要しないと確認するまで情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達または漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

情報管理体制図（例）



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

情報取扱者名簿

		(しめい) 氏名	個人 住所	生年 月日	所属 部署	役職	パスポート 番号及び 国籍(※4)
情報管理 責任者 (※1)	A						
情報取扱 管理者 (※2)	B						
	C						
業務従事 者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

※1 請負者として情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

※2 本業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※3 本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※4 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

※5 個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

- (イ) 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示または漏えいしてはならないものとする。ただし、担当部門の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (ウ) (ア)の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面または情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当部門へ届出を行い、同意を得なければならない。
- (エ) 本業務に従事する全ての者の経歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績、専門知識や知見、母国語及び外国語能力、国籍等）がわかる資料を提出すること。
※経歴を提出しない者の人件費は計上不可とする。
- (オ) IPA から提供した資料または IPA が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、IPA の指示に従うこと。業務日誌をはじめとする経理処理に関する資料については適宜保管すること。

5. 2 プロジェクト管理等

(1) プロジェクト管理全般

- ・ 指定された納期までに、プロジェクトが完遂できるように計画を立てること。
- ・ PMBOK the project management body of knowledge/ プロジェクトマネジメント知識体系)等に基づいたプロジェクト計画書（方針、作業アプローチ、条件、WBS、WBS ディクショナリ、基準計画スケジュール、体制等）を契約後 2 週間以内に作成し、当機構の承認を得ること。

(2) スケジュール管理及び体制管理

- ・ プロジェクト計画書に記載する体制には、本プロジェクトに寄与する全てのプロジェクトメンバーの氏名、所属、役職及び主担当作業を記載すること。
- ・ WBS ディクショナリにより、作業工程ごとの、作業内容、作業担当者、工数、成果物、レビュー方法、リスク、開始・終了条件及び進捗計測基準を明確にすること。
- ・ プロジェクトメンバーや担当作業に変更が生じる場合、その旨をリスク分析結果とともに当機構に報告し、承認を得ること。
- ・ 定期的に WBS を更新し、進捗状況報告書を作成の上、作業状況を報告すること。

(3) 品質管理及びリスク管理

- ・ドキュメント品質の検証・改善のため、プロジェクト計画書にて品質管理計画及び基準を策定すること。
- ・プロジェクト体制内に、プロジェクト実務者ではない第三者の保証担当者を配置すること。品質管理は、プロジェクトマネージャ等のプロジェクト実務者が担当することとし、品質管理者と品質保証者は別の者であること。
- ・品質管理者は各種取り組みが手順通り実施されていることを確認すること。

(4) 課題管理

- ・プロジェクトで発生した課題については、発生状況に関わらず、その内容、発生日、担当者、検討状況、検討結果及び解決日等の情報を一元的に管理すること。
- ・発生した課題については、定期的に課題対応状況を監視し、解決を促す仕組みとすること。
- ・課題発生時には、速やかに当機構に報告し、対応策を検討すること。

(5) コミュニケーション管理

- ・当機構担当者とのコミュニケーションを円滑に行うため、プロジェクト計画書にてコミュニケーション計画を策定すること。
- ・作業責任者と当機構責任者により編成されるプロジェクトの意思決定・承認機関を編成し、プロジェクト上発生しうるリスクや発生した課題、是正要求、変更管理は、全て当該機関にて報告、協議、意思決定するものとする。
- ・プロジェクトで実施すべき会議について、内容、出席者、開催頻度、提示情報及び必要フォーム等をコミュニケーション計画にて定義し、それらを利用して開催すること。
- ・定期報告事項については、報告の頻度または時期を定めること。
- ・各会議においては議事録を作成し、当機構担当者の承認を得ること。
- ・プロジェクト早期に、成果物の予測ボリュームやレビュー担当者、レビュー予定期日を記載したレビュー計画書を作成し、関係者で合意すること

6. 保守要件

(1) 無償保証期間

納入物に瑕疵がある場合、納入後1年間を無償保証とする。請負者は、無償保証ができる体制を用意すること。

(2) ハードウェア保守

(ア) 調査環境用・外部連携環境用サーバ、ログ収集サーバ

- ・365日24時間での受付と、受付当日でのオンサイト相当の技術支援を提供すること。
なお、夜間及び休日での受付については、翌営業日でのオンサイト対応で構わない。
- ・納入後5年間、保守用の交換部品及び増設部品が安定して供給されること。

(イ) ファイルサーバ

- ・365日24時間での受付と、受付当日でのオンサイト相当の技術支援を提供すること。
なお、夜間及び休日での受付については、翌営業日でのオンサイト対応で構わない。
- ・納入後5年間、保守用の交換部品及び増設部品が安定して供給されること。

(ウ) デスクトップPC・モニタ

- ・平日9時～17時での受付と翌営業日でのオンサイト対応相当の技術支援を提供すること。
- ・納入後5年間、保守用の交換部品及び増設部品が安定して供給されること。

(エ) ネットワークセキュリティアプライアンス

- ・365日24時間での受付と、受付当日でのオンサイト相当の技術支援を提供すること。

なお、夜間及び休日での受付については、翌営業日でのオンサイト対応で構わない。

- ・納入後 5 年間、保守用の交換部品及び増設部品が安定して供給されること。

(オ) スイッチングハブ

- ・365 日 24 時間での受付と、受付当日でのオンサイト相当の技術支援を提供すること。
なお、夜間及び休日での受付については、翌営業日でのオンサイト対応で構わない。
- ・納入後 5 年間、保守用の交換部品及び増設部品が安定して供給されること。

(カ) コンソール端末

- ・365 日 24 時間での受付と、受付当日でのオンサイト相当の技術支援を提供すること。
なお、夜間及び休日での受付については、翌営業日でのオンサイト対応で構わない。
- ・納入後 5 年間、保守用の交換部品及び増設部品が安定して供給されること。

(キ) 無停電電源装置 (UPS)

- ・365 日 24 時間での受付と、受付当日でのオンサイト相当の技術支援を提供すること。
なお、夜間及び休日での受付については、翌営業日でのオンサイト対応で構わない。
- ・納入後 5 年間、保守用の交換部品及び増設部品が安定して供給されること。

(3) ソフトウェア保守

- ・保証期間中のソフトウェアの無償バージョンアップに対応すること。
- ・納入後 5 年間、メーカーサポートが受けられること。
- ・ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に係る情報について、適時、当機構へ提供すること。

7. 条件等 (再委託に係る要件)

(1) 資格等

- (ア) 本件のプロジェクト管理者として、以下のいずれかの資格を保有し、保有後 3 年以上の実務経験を有している者を配置すること。
- a) 経済産業大臣指定試験機関である情報処理技術者試験センターが行う情報処理技術者試験のうち、以下のいずれかの試験における合格者
 - ・プロジェクトマネージャ試験
 - ・ITストラテジスト試験
 - b) 上記 (a) と同等の資格
- (イ) プロジェクトメンバーのうち最低 1 名以上は、省庁及び政府関連機関のサイバーセキュリティ対策業務を行った実績を有すること。
- (ウ) 品質管理について、ISO9001 : 2008 の認証を取得していることが望ましい。
- (エ) セキュリティ対策について、ISO/IEC27001 : 2005 又はそれに準ずる認証を取得していることが望ましい。
- (オ) プライバシーマーク付与認定を受けていること。
- (カ) 本件のセキュリティ管理者として、以下の試験を保有し、保有後 3 年以上の実務経験を有している者を配置すること。
- a) 経済産業大臣指定試験機関である情報処理技術者試験センターが行う情報処理技術者試験のうち、以下の試験における合格者

・情報処理安全確保支援士試験

b) 上記 (a) と同等の資格

(キ) 本件のネットワーク管理者として、以下の資格を有し、保有後 3 年以上の実務経験を有している者を配置すること。

a) 経済産業大臣指定試験機関である情報処理技術者試験センターが行う情報処理技術者試験のうち、以下の試験における合格者

・ネットワークスペシャリスト試験

b) 上記 (a) と同等の資格

(2) 本件遂行にあたっての留意点

(ア) プロジェクトマネジメント業務に関する会議体の運営や管理対象業者との調整、各種支援等の実施は、当機構内もしくはリモート会議で実施すること。ただし、説明資料をはじめとする成果物の作成やその準備に要する日常の作業場所は請負者にて確保すること。なお、作業場所には本業務に関連する資料等を保管するための鍵付ロッカーがあること。

(イ) 本件の遂行に当たっては、問題点や課題の指摘にとどまらず、その有効な解決策の提示とそれに係る必要な調査も行うこと。

(ウ) その他、本件の円滑な遂行を実現するため、必要な時に積極的に調整等を行うこと。また、問題や課題の早期発見に努め、主体的かつ迅速に、その解決に取り組むこと。

(エ) 本仕様書に定めた作業は、現時点で想定される範囲で記述したものである。今後、各作業等に変更が生じた場合は当機構と協議の上、柔軟に対応すること。

(オ) 本仕様書で要求されている項目について、提案書で別契約となり提案価格に含まれていない旨が記述もしくは示唆されている場合は、その項目については必要な要件を満たしていないものと評価する。

(カ) 契約後に本仕様書に記述のない、本調達との関連性を見いだせない作業を追加的に実施する場合は、追加契約の検討を行う。ただし、プロジェクト管理の過程において、通常生じ得るレベルの変更、軽微な追加については、提案時の想定内であるとして、追加契約は検討しない。

(キ) 契約後、本仕様書に記述のある作業について、その実現方法が具体的に記述されておらず、契約後の協議で具体化した場合もしくは実現方法等が本仕様書の記述と異なった場合については、提案時の想定内であるとして、追加契約は検討しない。

(3) 情報セキュリティに関する要件

(ア) 本契約の過程でIPAから提供される情報は、本業務の目的の他に利用しないこと。なお、本項は本契約が完了・解除その他の理由で終了した後であってもその効力を有するものとする。但し、本業務の開始以前に公開情報となっていたものについては除く。

(イ) 本契約においてIPAから開示される資料、情報、収集・作成する情報に対して、情報漏えいしないよう、また意図せざる変更が加えられないよう、本契約の情報のアクセス制御・暗号化等の適切な情報セキュリティ対策を施し、秘密の保持及び紛失・減失対策に留意すること。

(ウ) 情報セキュリティを確保するための管理、および委託先企業又は従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないよう体制を定めIPA担当者に報告すること。

(エ) 本契約に従事する者を限定すること。また、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本契約の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報の提示をIPAが求めた場合、担当職員に提示すること。

(オ) 本契約の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合や、情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、速やかに必要な措置を講ずる

- とともに、IPAに報告すること。また、IPAの指示があったときにはその指示に従うものとする。
- (カ) 保護すべき情報にはパスワードを設定する等、安全な方法で受け渡しをすること。また、本契約完了または契約解除等により、IPAが提供した紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む)が不要になった場合、速やかにIPAに返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で廃棄若しくは消去し、書面をもってIPAに報告すること。ただしIPAが別段の指示をしたときは、その指示に従うこと。また、IPAが貸し出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は減失しないよう万全の措置をとること。
 - (キ) IPAから情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。また、IPAは必要があると認められるときは、情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をする場合がある。
 - (ク) セキュリティパッチ等のテスト及びシステムへの組み込みについて、脆弱性情報のチェックと対応要否をIPAと協議したうえで、双方合意のもと必要と判断した場合は対策を実施すること。
 - (ケ) 本契約の一部を第三者に再請負する場合には、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して、本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じること。

IV. 入札資料作成要領及び評価手順

「調査分析システムのリプレース」

入札資料作成要領及び評価手順

独立行政法人 **情報処理推進機構**

目 次

第1章 入札者が提出すべき資料等

- 1.1 入札者が提出すべき資料
- 1.2 留意事項

第2章 提案書の作成要領及び説明

- 2.1 提案書の構成及び記載事項
- 2.2 プロジェクト計画書案の作成方法
- 2.3 提案書様式
- 2.4 留意事項

第3章 添付資料の作成要領

- 3.1 個人情報保護体制についての記入方法
- 3.2 情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書の記入方法

第4章 評価項目一覧の構成と記載要領

第5章 評価手順

- 5.1 落札方式
- 5.2 総合評価点の計算
- 5.3 技術審査
 - 5.3.1 一次評価
 - 5.3.2 二次評価

第1章 入札者が提出すべき資料等

1.1 入札者が提出すべき資料

入札者は、独立行政法人 情報処理推進機構（以下「機構」という。）が提示する資料を受け、下表に示す資料を作成し、機構へ提示する。

[入札者が機構に提示する資料]

資料名称	資料内容
①委任状 ②入札書	詳しくは入札説明書を参照のこと。
③提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり。 ・全体方針 ・情報システムの機能等に関する要件の実現方策 ・設計に係る要件の実現方策 ・稼働環境等の要件に対する適合性 別紙：「プロジェクト計画書案」にて作業の体制及び管理方法などについて記載すること。
④添付資料	以下の資料を添付すること。 ・「個人情報保護体制について」 ・「情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書」 ・情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図） ・情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）
⑤補足資料（任意提出）	入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。補足資料に記載されている内容は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：担当者略歴、会社としての実績、実施条件等 ※ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。
⑥評価項目一覧	V. 評価項目一覧にて提示している、本件に係る提案をどのような観点・基準で評価するかを取りまとめた表。
⑦提案書受理票	詳しくは入札説明書を参照のこと。

1.2 留意事項

- ① 提案書について、目次構成は「V. 評価項目一覧」の構成と同一とすること。
- ② 評価項目一覧の提出にあたっては、「提案書該当ページ」欄に該当する提案書のページ番号が記入されていること、「提案書該当項番」欄に該当する提案書の項番が記入されていること、及び「必須要件」欄に記入漏れがないこと。

第2章 提案書の作成要領及び説明

2.1 提案書の構成及び記載事項

次表に、「V. 評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項の概要を示す。提案書は、当該「提案書の目次」に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で実現可能な内容を記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、「V. 評価項目一覧」を参照すること。

[提案書目次]

提案書 目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	全体方針	目標設定、実施作業内容、開発プロセス、採用するシステムアーキテクチャについて
2	情報システムの機能等に関する要件の実現方策	技術的課題のある機能の実現方策
3	設計に係る要件の実現方策	各種要件に対する設計方針
4	稼働環境等の要件に対する適合性	業務要件、機能要件を効率的に実現するための稼働環境
5	設置・導入作業に係る要件の実現方策	導入作業に対する方策
6	作業の体制及び管理（プロジェクト管理）	作業体制及びプロジェクト管理の方策
7	その他の留意事項に関する対応	IPAとの連絡体制及び作業報告の方針
8	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。 ※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。
別紙	プロジェクト計画書案	本件を確実に実施するための、体制、要員、工程計画、工程管理計画、品質保証計画、セキュリティ計画などについて「プロジェクト計画書案」としてまとめたもの。詳細は、2.2プロジェクト計画書案の作成方法を参照のこと。 注) この提案書別紙は、採点の対象となる。

2.2 プロジェクト計画書案の作成方法

PMBOK等に基づいたプロジェクト計画書案を作成の上、提案書の別紙として提出すること。プロジェクト計画書案は、ひとつの独立したドキュメントとして成立するように構成し、章立てを提案書本文から引き継がずに最初から開始すること。

プロジェクト計画書案には、以下の内容が含まれていることを要求する。提案書本文で記述した事項と重複することを妨げない。

また、IPA側の体制等、提案時点で知り得ない情報を要するものについては、想定できる範囲内で記述すること。

① 実施体制

- ・作業要員等について、実働可能な人数と役割を含めて図表を用いた記述。
 - ・特に再請負により業務の全部または一部を第三者と共同で行う場合には、それぞれの役割分担と関係。
 - ・開発の一部を外注する場合、その作業内容。
 - ・主要なリーダー/担当者について、担当作業、スキル、略歴
 - ・社内外のセキュリティに関する教育の受講歴
 - ・コミュニケーション計画及びプロジェクトの意思決定手順
- ② 工程計画（資源・工数・要員などの計画を含む）
- ・EVMに基づくWBS（ワーク・ブレイクダウン・ストラクチャー。少なくともレベル2、必要に応じてレベル3まで細分化され、かつ、作業項目毎に工数、コスト等により定量化されていること）
 - ・主要なマイルストーン
- ③ 工程管理計画
- ・具体的な、WBSディクショナリーの骨子及び進捗評価基準（あるいはその考え方）
 - ・ドキュメント一覧（納品物だけでなく、プロジェクト遂行にあたって用いるドキュメントを全て）
- ④ 品質保証計画
- ・具体的な、ドキュメント作成基準の考え方、ドキュメントレビュー計画、品質評価指標の考え方など
- なお、一部のドキュメントについて、仕様書において作成基準を指定している場合があるので注意すること。
- ⑤ セキュリティ計画
- ・実施体制、設計における情報セキュリティ対策の方針前提条件、制約条件及びリスク分析

2.3 提案書様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はA4判にて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ② 提案書については、電子媒体に保存された電子ファイルの提出を求める。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office形式、Open Office形式またはPDF形式のいずれかとする（これに抛りがたい場合は、機構まで申し出ること）。記録媒体は、CDまたはDVDとする。

2.4 留意事項

- ① 提案書作成に当たって、「1.2 留意事項 ①」に注意する。
- ② 機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ③ 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ④ 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）補足資料として提出する。
- ⑤ 入札者は、提案内容について具体的に提案書本文に記載すること。より具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、提案書本文との対応付けをした上で補足資料として提出することは可能であるが、その際、提案要求事項を満たしているかどうか提案書本文により判断されることに留意すること。例えば、提案書本文に「補足資料〇〇参照」とだけ記載しているものは、提案書に具体的な提案内容が記載されていないという評価となる。
- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、

提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

- ⑦ 提案書、その他の書類は、本入札における総合評価落札方式（加算方式）の技術点評価にだけ使用する。ただし、落札者の提案書（別紙を除く）は契約書に添付する。
- ⑧ 提案書別紙「プロジェクト計画書案」については、調整の後に合意形成するものとする。

第3章 添付資料の作成要領

3.1 個人情報保護体制についての記入方法

【様式-A】を用いて作成してください。

「ご回答者連絡先」を記入し、設問に回答（はい、いいえのいずれかに「○」を付してください。）の上、必要事項の追加記入をお願い致します（※余白を縦横に伸縮してご記入ください）。

なお、本様式は、個人情報の取扱いに関して御社が講じている保護措置について確認することを目的としております。従いまして、設問は応募資格を定めているものではなく、回答の内容により直ちに失格となるということはありません。但し、プロジェクト計画の妥当性評価に用いる場合があります。

3.2 情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書の記入方法

本件の担当部署を含む組織体を対象として、情報セキュリティ対策ベンチマーク (<http://www.ipa.go.jp/security/benchmark/index.html>) を実施いただき、その結果をご報告いただきます。【様式-B】に従い作成してください。

なお、本様式は、御社における情報セキュリティに対する取組について確認することを目的としております。従いまして、設問は応募資格を定めているものではなく、回答の内容により直ちに失格となるということはありません。但し、プロジェクト計画の妥当性評価に用いる場合があります。

第4章 評価項目一覧の構成と記載要領

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。「提案書ページ番号」及び「遵守確認欄」については、【入札者が記載する欄】として記載要領を示している。

[評価項目一覧の構成と概要]

項目欄名		概要説明
提案書の目次		評価項目一覧の提案書の目次。提案書の構成は、評価項目一覧の構成と同一であること。
評価項目		評価の観点。
評価区分	遵守確認事項 (遵守)	本件を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る内容の提案は求めず、当該項目についてこれを遵守する旨を記述する。
	提案要求事項 (必須)	必ず提案すべき事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の審査基準に従い評価し、それに応じた得点配分の定義に従い採点する。 基礎点に満たない提案は、不合格とする。
	提案要求事項 (任意)	必ずしも提案する必要はない事項。これら事項については、入札者が提案書に記載している場合のみ、各提案要求項目の審査基準に従い評価し、それに応じた得点配分の定義に従い採点する。また、当該項目への提案内容により不合格となることはない。
遵守事項／必須要件欄		【入札者が記載する欄】 評価区分が「遵守確認事項（遵守）」の場合に、入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。
提案書該当ページ／提案書該当項番		【入札者が記載する欄】 作成した提案書における該当ページ及び該当項番の番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は、本欄に記載されたページを各提案要求事項に係る提案記述の開始ページとして採点を行う。 プロジェクト計画書案については、別紙における該当ページ番号を記載すること。
加点部分の配点基準		評価区分が「提案要求事項（必須）」または「提案要求事項（任意）」の評価項目に対して、どのような基準で採点するかを示している。

第5章 評価手順

5.1 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「5.2① 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 「V. 評価項目一覧」の遵守確認事項及び評価区分の必須項目を全て満たしていること。

5.2 総合評価点の計算

①総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

$$\text{技術点} = \text{基礎点} + \text{加点}$$

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

※価格点は小数点第2位以下を切り捨てとする。

②得点配分

技術点200点

価格点100点

5.3 技術審査

5.3.1 一次評価

一次評価として、「V. 評価項目一覧」の各事項について、次の要件を全て満たしているか審査を行う。一次評価で合格した提案書について、次の「5.3.2 二次評価」を行う。

- ① 「遵守確認事項」欄の全てに「○」が記入されていること。
- ② 「提案書該当ページ」欄に提案書のページ番号が記入されていること。
- ③ 「提案書該当項番」欄に提案書の項番が記入されていること。

5.3.2 二次評価

上記の「5.3.1 一次評価」で合格した提案を対象として、「V. 評価項目一覧」で示す、評価項目、提案分類に基づき、技術審査を行う。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングより得られた評価を加味するものとする。

評価にあたっては、複数の審査員の合議によって各項目を評価し、評価に応じた得点の合計をもって技術点とする。

5.3.2.1 基礎点評価

提案内容が、必須要件事項を満たしている場合に基礎点を付与し、そうでない場合は0点とする。一つでも必須要件事項を満たしていないと評価（0点）した場合は、その入札者を不合格とし、価格点の評価は行わない。

5.3.2.2 加点評価

提案要求事項（任意）に対し、評価項目の内容を満たした場合のみ加点を付与する。

ただし、「8 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

認定等の区分		項目別得点
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナ えるぼし認定企業)	プラチナえるぼし (※1)	6
	えるぼし3段階目 (※2)	5
	えるぼし2段階目 (※2)	4
	えるぼし1段階目 (※2)	3
	行動計画策定 (※3)	1
次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・トライく るみん認定企業・プラチナく るみん認定企業)	プラチナくるみん (※4)	6
	くるみん (令和4年4月1日以降の基 準) (※5)	4
	くるみん (平成29年4月1日～令和4年 3月31日までの基準) (※6)	3
	トライくるみん (※7)	3
	くるみん (平成29年3月31日までの基 準) (※8)	2
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		4

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る (計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令 (令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則 (以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定 (ただし、※8の認定を除く。)
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令 (平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

【様式-A】

個人情報保護体制について

本様式は、個人情報の取扱いに関して御社が講じている保護措置について確認することを目的としております。お手数ですが、最初に「ご回答者連絡先」を記入し、以下の設問に回答（はい、いいえのいずれかを○で囲みください。）の上、必要事項の追加記入をお願い致します。

余白を縦横に伸縮してご記入ください。

ご回答者連絡先

組 織 名	
部 署 名	
氏 名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

Q 1. 個人情報保護に係るプライバシーポリシー・規程・マニュアルはございますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に名称、作成年月日、作成の参考にした業界ガイドライン（名称・作成機関名）を記入してください。

【個人情報保護に関するプライバシーポリシー・規程・マニュアル】

Q 2. 個人情報保護に係る組織内体制はありますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に担当部門、役職名、役割、担当業務範囲を記入してください。

【個人情報保護に係る組織内体制】

Q3. 個人情報を取扱う従事者（派遣職員、アルバイトを含む）への教育・研修を実施しておりますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に実施部門、開催時期・年間回数、対象者、使用テキストを記入してください。

【個人情報保護に係る従事者への教育・研修体制】

Q4. 個人情報保護に係る監査規程はありますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に監査規程（名称、制定年月日）を記入してください。また、すでに監査の実績がある場合は、直近の監査実施日を記入してください。

【個人情報保護に係る監査規程・直近の監査実施日】

Q5. 情報処理システムの安全対策はありますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

【情報処理システムの安全対策】

「いいえ」と回答した設問に対して、このたびのIPAからの個人情報を取扱う業務を実施する上でご検討されている保護措置の案があれば以下にご記入ください。形式は自由です。余白を縦横に伸縮してご記入ください。

【今回の個人情報を取扱う業務でご検討されている保護措置案】

Q6. 認定団体からプライバシーマークを付与されておりますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入（上書き）してください。

認定番号：○○○○○○○

有効期間：○○○○年○○月○○日 ～ ○○○○年○○月○○日

情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書

情報セキュリティ対策ベンチマークを実施し、下記の評価結果に相違ないことを確認します。

記

1. 確認日時

令和 年 月 日 【実際に確認を行った日時】

2. 確認対象

【情報セキュリティ対策ベンチマークの確認を行った範囲について記載
(例、本件業務を請け負われる部署を含む組織体等の名称)】

3. 情報セキュリティ対策ベンチマーク実施責任者

【情報セキュリティ対策ベンチマークによる確認を実施した者。】

4. 確認結果

全項目に係る平均値：

なお、ベンチマーク実施出力結果を別紙として添付します。

V. 評価項目一覧

別添資料参照のこと。